

平成31年度

# 事業計画書

(第10期)

自 平成31年4月 1日

至 平成32年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号

日本自動車会館11階

## 目 次

【公1】 自動車リサイクルに関する事業 .....	3
I . 資金管理業務に関する事業.....	3
II . 再資源化等業務に関する事業.....	5
III . 情報管理業務に関する事業.....	8
IV . 自動車リサイクルの促進に関する事業 .....	9
【公2】 二輪車リサイクルに関する事業 .....	11

## 【公1】自動車リサイクルに関する事業

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

### I. 資金管理業務に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定される資金管理法人として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第93条に規定される業務(資金管理業務)を実施している。

平成31年度の取組みとして、自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務と輸出返還業務に関しては、これまで別々の問合せ窓口センターを設置していたが、平成31年4月1日より1つのセンターに統合し、自動車所有者や関連事業者の更なる利便性向上等を図る。また、特預金の出えんに関する取組みとして、平成30年度に開催した資金管理業務諮問委員会にて審議された自動車リサイクル情報システムの刷新(必要性、規模、費用負担の方法等)について、平成31年度は稼働開始までのスケジュール等を策定し、自動車所有者の利便性向上等を実現するための将来像の検討に着手する。

#### <事業内容>

平成31年度に資金管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. リサイクル料金の收受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の收受を行う。

平成31年度は、新車登録・検査時預託549万台分561億円、引取時預託5万台分3億円のリサイクル料金の收受を見込む。

收受形態	台数	リサイクル料金 収入
新車購入時預託	5,490千台	56,113百万円
引取時預託	50千台	293百万円
合計	5,540千台	56,407百万円

#### 2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

平成31年度末における保有債券額面残高は8,795億円を見込む。このうち、平成31年度の新規債券取得額面金額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は804億円を見込む。

また、平成30年度から開始したESG投資(環境、社会、企業統治の観点を考慮した投資)を推進し、社会貢献の拡大に努めていく。

### 3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

平成31年度は、ASR333万台分203億円、エアバッグ類292万台分69億円、フロン類308万台分64億円、情報管理料金345万台分6億円、及び利息として合計49億円を見込む。

品目	台数	払渡支出(利息除く)
ASR	3,328千台	20,301百万円
エアバッグ類	2,921千台	6,894百万円
フロン類	3,078千台	6,402百万円
情報管理料金	3,445千台	637百万円
合計		34,234百万円

### 4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

平成31年度は、158万台分180億円、及び利息として19億円を見込む。

### 5. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特預金の出えん等を行う。

- (1) 離島対策等支援事業に要する費用162百万円に加え、不法投棄等対策支援事業の拡充に要する費用として4百万円を計上し、合計166百万円を指定再資源化機関に対して出えんする。
- (2) 大規模災害発生に備えた自治体向けの事前対応に要する費用として、27百万円を指定再資源化機関に対して出えんする。
- (3) 自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新に要する費用として、166百万円を情報管理センターに対して出えんする。
- (4) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する費用として、資金管理法において129百万円を充て、情報管理センター及び指定再資源化機関に対してそれぞれ、10百万円、3百万円を出えんする。

### 6. 新たな輸出取戻し手数料額の適用

中古車輸出時のリサイクル料金返還業務については、平成26年4月に実施した手数料額改定以降、運営コスト削減を進めた結果、収支が黒字基調となったことから、あらためて今後の収支を精査した上で、現行手数料額に対し33%低減した新手数料額に改定することとした。平成31年4月1日より新手数料額を適用し、リサイクル料金返還業務における収支均衡を図るべく、今後の収支状況を注視する。

## 7. コンタクトセンター及び輸出返還事務センターの統合

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務と輸出返還業務については、これまで別々の問合せ窓口センターを設置していたが、平成31年4月1日より1つのセンターに統合し、自動車所有者や関連事業者の更なる利便性向上を図る。併せて、統合効果による新コンタクトセンターの業務の集約化や要員体制の最適化等を推進し、業務の更なる品質向上と効率化を図る。

## 8. 自動車リサイクル情報システムの刷新に向けた取組み

平成30年度に開催した資金管理業務諮問委員会にて特預金の使途の1つとして審議された自動車リサイクル情報システムの刷新(必要性、規模、費用負担の方法等)について、平成31年度は稼働開始までのスケジュール等を策定する。また、自動車所有者及び関連事業者の利便性向上や業務効率化等に係る実現可能な施策の具体化を進め、より高度な自動車リサイクル情報システムの将来像の検討に着手する。

## II. 再資源化等業務に関する事業

### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第105条に規定される指定再資源化機関として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第106条に規定される業務(再資源化等業務)を実施するものである。

平成31年度の取組みとして、前年に引き続き特に地方公共団体のためのセーフティネット機能を強化するため、災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動ならびに研修会、不法投棄・不適正保管事案の解消に資する知見の共有等の支援を実施する。また、全国に残存する使用済自動車等の不法投棄・不適正保管台数の削減に資するため、国が方針等を定めたモデル事業や事案の解消に向け、支援を実施する。

### <事業内容>

平成31年度に再資源化等業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者31社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要の行為を実施することとしている。

平成31年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で15,120台分、0.6億円の委託

料金等収入を見込んでいる。

## 2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、メーカーまたは輸入業者が倒産、撤退、廃業した車でメーカーが確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成31年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で17,520台分、1.3億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

## 3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島の地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を実施することとしている。

平成31年度は定常的な取組みにより、82市町村に対し、25,862台分、1.1億円の出えんを計画している。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
- (2) 市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を実施する
- (3) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、市町村支援を講じる。
- (4) 年間20市町村を対象に申請証憑の確認等を実施し、事務精度を維持する。

## 4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を実施することとしている。

不法投棄等対策支援事業の活用方法を毎年地方公共団体に周知しているものの、平成31年度は、事業活用の協力を要請する地方公共団体がないたため出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 地方公共団体における不法投棄・不適正保管事案に関する課題の解決に資するため、情報提供・助言等を実施する。
- (2) 不法投棄・不適正保管の残存事案および新規事案を所管する地方公共団体の対応状況等について、現地確認及び情報の整理を行い、当該地方公共団体の担当者と事案の解消に向けた意見交換を実施する。

(3) 不法投棄等の未然防止・解消に向け、平成31年度は前年度に引き続いて以下の取組みを検討・実施する。

- ① 地方公共団体のニーズを踏まえて既存の不法投棄等対策支援を拡充するため、国は平成29年度より、平成31年度の実施に向けてモデル事業の検討を進めている。本財団は当該モデル事業に基づき、地方公共団体を支援する実務の内容を検討する。
- ② 上期に全国8ブロックで実施する自治体担当者基礎知識研修(座学研修)等を通じて、地方公共団体担当者に不法投棄・不適正保管事案解消に向けた知見を提供する。

#### 5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成31年度は、地方公共団体からの要請見込みがないため、出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

また、地方公共団体からの相談については、全件に対応する。

#### 6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成31年度は、地方公共団体その他の者からの要請見込みはないが、新規の要請が発生した場合は、必要な行為を実施する。

また、地方公共団体その他の者からの相談については、全件に対応する。

#### 7. 大規模災害対応(2号業務)

平成31年度は環境省との連携、および平成30年度に環境大臣より任命を受けた災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)メンバーとしての新たな活動を通じて、災害発生時における被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向けて、以下を実施する。

- (1) 平成30年度に初版をリリースした被災自動車の処理円滑化に資する手引書・事例集等を改訂する。
- (2) 手引書・事例集等を活用した情報提供・啓発活動ならびに説明会・研修会を通じて、地方公共団体における被災自動車の適正処理に係る体制整備、処理計画の策定等の支援を実施する。
- (3) D.Waste-Net の活動を通じて、地方公共団体に情報提供、助言等の支援を実施する。

なお、平成30年度の3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、法第109条に基づく再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、平成31年度の法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

### Ⅲ. 情報管理業務に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第114条に規定される情報管理センターとして経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第115条に規定される業務(情報管理業務)を実施するものである。

平成31年度の取組みとして、自動車リサイクル情報システム利用者の利便性向上を図るための改善を実施するとともに、コンタクトセンター業務の改善と合理化により問合せ応答率を高め、利用者及び関係者の満足度を向上する。

#### <事業内容>

平成31年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び自治体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

また、システム運用の円滑化を図るべく、電子マニフェストシステムの利用実態を調査・分析し、環境整備等の改善活動を実施する。主な実施内容は以下のとおり。

##### (1) 電子マニフェストシステムの改善

事業者の登録・許可及びシステム登録における自動失効の防止・削減により事業者の再登録を抑制するため、平成31年8月までに電子マニフェストシステムを改善する。

##### (2) 移動報告継続不可車両の取扱い検討

使用済自動車として引取後、車両の滅失や事業者の廃業が理由で長期間移動報告がなされていない車両の情報を整理し、自治体とともに状況を確認のうえ、当該移動報告情報を適正化する方法を平成32年1月までに検討する。

##### (3) 練習用システムの改訂及び周知

自動車リサイクルシステムに関する関連事業者等の理解を深めるため、既存の練習用システムに解説ページや新たなシナリオを拡充し、自動車リサイクル情報システムホームページ、関係団体や各種研修等を通じて平成32年3月までに関係者へ周知する。

#### 2. コンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問合せに適切に対応するとともに、コンタクトセンターの効率的かつ安定的な運営に努める。主な実施内容は以下のとおり。



(1) コンタクトセンター及び輸出返還事務センターの統合

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務と輸出返還業務については、これまで別々の問合せ窓口センターを設置していたが、平成31年4月1日より1つのセンターに統合し、自動車所有者や関連事業者の更なる利便性向上を図る。併せて、統合効果による新コンタクトセンターの業務の集約化や要員体制の最適化等を推進し、業務の更なる品質向上と効率化を図る。

(2) 問合せ者の満足度向上

統合によりコンタクトセンターの体制強化を図り、対応の質を更に高めつつ、月間応答率90%以上を目指す。また、問合せ内容を分析し、十分な情報発信に繋げることで、問合せ者の満足度を高める。

3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法人へ送信する。

6. 自動車リサイクル情報システムの刷新に向けた取組み

平成30年度に開催した資金管理業務諮問委員会にて特預金の用途の1つとして審議された自動車リサイクル情報システムの刷新(必要性、規模、費用負担の方法等)について、平成31年度は稼働開始までのスケジュール等を策定する。また、自動車所有者及び関連事業者の利便性向上や業務効率化等に係る実現可能な施策の具体化を進め、より高度な自動車リサイクル情報システムの将来像の検討に着手する。

#### IV. 自動車リサイクルの促進に関する事業

本事業は、法に基づく「自動車リサイクルシステム」を中心とする自動車リサイクル全般の普及・啓発活動、情報提供、更にはより高度な自動車リサイクル及び適正処理を達成するための調査・研究や国内外の関係機関・団体との交流や協力を行うことにより、自動車ユーザーを含む国民一般の便益と国民生活の維持向上に貢献するものである。

平成31年度の取組みとして、これまでの“自動車リサイクルがもたらすユーザーベネフィットの伝達”に主眼を置いた活動の方向性の下、さらに地方ユーザーを意識し、“点”での取組みを“面”への取組みへと活動の幅を広げることにより自動車リサイクル

に関する情報の露出を高めながら、ユーザーを含む国民一人ひとりの認知を高める取組みを推進する。また、次の成長発展へ向けて本財団が策定する「第2次中期事業計画(2020-2022)」に、次期広報・理解活動計画を織り込み、自動車リサイクルの更なる発展に向けて一層推進する。

#### ＜事業内容＞

平成31年度に自動車リサイクルの促進に関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

#### 1. 情報発信の取組み

ユーザーにとって利便性が高く、コスト効率が良い手法を用いて、質の高い情報を提供する。そして、これに電子メディアを活用した取組みを加えることで新たなターゲットにアプローチを行い、ユーザーを含む国民一人ひとりに質の高い情報を提供する。

##### (1) 質を高めた情報を発信

これまで制作した「リサイクル料金の使途」「リサイクル率の実績」「クルマの資源的価値」などの広報コンテンツの質を高めながら、ユーザー視点で分かりやすい情報発信により、自動車リサイクルの理解普及に取り組む。

特に、SNS など電子メディアを活用したコンテンツを整備し、ユーザーに対して効果的に情報を発信する。

##### (2) 全国地域イベントなどへの出展

全国地域イベントなどへの出展を通じて、開催地の自治体や地域メディアとの連携を図った情報発信により、地域ユーザーに対して自動車リサイクルの理解普及に取り組む。

##### (3) 常設展示ブースを活用した情報を発信

主要都市に設置される環境情報を取り扱う施設に自動車リサイクルの常設展示ブースを設け、これを情報発信の拠点として、効果的に情報を発信する。

##### (4) 自動車リサイクルの現場見学会を開催

学校教育の場で自動車リサイクルを学ぶ学童、そしてその保護者に向けて、国民生活を支える自動車産業に関する人々の工夫や努力についての現場見学会を催し、循環型社会に向けた自動車リサイクルの理解普及に向けた取組みを行う。また、ここで得られたコンテンツを全国小学校や各地域に展開するなど、幅広く自動車リサイクルについて認知を高める取組みを行う。

##### (5) クルマのリサイクル作品コンクールを開催

全国小学生を対象とした「クルマのリサイクル作品コンクール」を行い、優秀な作品を作成した小学生を表彰する。また、当該コンクールで得られたコンテンツを活用し、様々なメディアを通じて幅広く自動車リサイクルに関する情報を展開し、自動車リサイクルについて関心を高める取組みを行う。

##### (6) 自動車運転免許教習生に情報を提供

自動車運転免許教習生に対して、ユーザーの自動車リサイクルへの関り方の情報を分かりやすく発信し、自動車リサイクルの認知を高める取組みを行う。

##### (7) メディアを活用した効果的な取組み

新聞・テレビ・雑誌・SNS など、メディアミックスによる効果的な情報伝達の

方法の検討を進め、ユーザーを含む国民一人ひとりの関心を高める取組みを行う。

## 2. 情報収集に関する取組み

ユーザー向けの情報の質を高め、効果的に情報が届けられるように、ユーザーの自動車リサイクルの認知状況や自動車リサイクルの関係者のニーズを把握する。

### (1) ユーザーの認知状況を把握

情報の質を高め、効果的な情報発信にするため、毎年行っているユーザーを対象としたインターネット調査及び全国地域イベントなどで取り組むアンケート調査を改善し、これを実施することで、ユーザー参加型の自動車リサイクルを促進する。

### (2) 各種ニーズを把握

広報・理解活動の取組みの中でユーザーを始めとした関係者のニーズを把握し、これを関係者と共有することで、自動車製造業者等、関連事業者、自治体に代表される自動車リサイクルの関係者間の連携を促進する。

なお、【公1】自動車リサイクルに関する事業の実施にあたっては、リサイクル料金等の收受、電子マニフェスト報告等に関するコンピュータシステムが必要となるため自動車リサイクルシステムを構築、運用している。平成31年度の取組みとして、次期データセンターへの切替に注力すると共に、IT活用による業務環境の改善を図る。加えて、今後検討するシステム全面刷新に向けた事前調査を継続する。

## 【公2】二輪車リサイクルに関する事業

### <基本方針>

本事業は、二輪車リサイクルシステム(国内二輪車メーカー4社が自主取組みとして運営)(以下「二輪車リサイクル」という。)に係る業務のうち、広報、二輪車リサイクルコールセンター運営、自治体対応及び会議体事務局等の業務を、国内二輪車メーカー4社から受託し、二輪車リサイクルの普及を促進している。

平成31年度の取組みとして、国内二輪車メーカー4社からの受託業務の安定運用を図りつつ、二輪車リサイクルの効率化に向けた取組みに協力する。また、自治体に向けた広報を継続強化することで、二輪車リサイクルの適切な利用を促し、循環型社会の構築に貢献する。

### <事業内容>

平成31年度に二輪車リサイクルに関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

#### 1. 廃棄二輪車取扱店への広報の継続

一般社団法人自動車公正取引協議会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、国内卸販売会社等と連携し、廃棄二輪車取扱店への広報を継続する。

## 2. 社会認知度向上へ向けた広報の継続・強化

### (1) ユーザーに対する直接訴求の継続

東京モーターサイクルショーおよび大阪モーターサイクルショーに出展し、二輪車リサイクルをユーザーに直接訴求する。

### (2) 自治体との連携による適正な住民案内促進の継続・強化

- ① 全1741自治体の一般廃棄物処理対策・普及広報関係部署へ、二輪車リサイクルの情報提供及び平成31年度版パンフレットの発送を実施し、自治体による住民への二輪車リサイクルの案内促進を継続する。
- ② 公益社団法人全国都市清掃会議主催の会合に出席し、住民への二輪車リサイクルの案内を推進するよう、会員563自治体への周知を継続する。
- ③ 公益社団法人全国都市清掃会員非会員の二輪車リサイクルの認知度が低いという自治体アンケートの結果を踏まえ、二輪車リサイクルを知らないと回答した全ての自治体とアンケート未回答であった非会員自治体の全てを対象に、資料送付を行う。また、独自に行ったホームページ調査結果等を踏まえて、電話によるリサイクル制度の告知等、新たな周知活動に取り組む。

## 3. 排出希望者からの問合せ対応の継続

### (1) コールセンターの品質・問合者満足度の向上

- ① 問合者ニーズや環境変化等に対応し、必要に応じてスクリプト・FAQ等を改訂する。
- ② オペレーターの応答スキル向上に向け、定例研修を年に6回以上実施し、問合者満足度の向上を目指す。
- ③ バックオフィス業務等の効率化を図る。

## 4. 放置二輪車処理支援の継続

過去の利用実績を分析し、自治体による放置二輪車の適切且つ速やかな処理を継続支援する。さらに前述のアンケート結果を踏まえ、放置二輪車の処理で十分にリサイクルの活用が行われていない可能性があるため、東京、大阪、神戸等の大都市圏で二輪車リサイクルを認知していない放置二輪車の対応部署への訪問により周知活動を行う。

以上